

1 4. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成 2 5 年度末	平成 2 6 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5, 529, 247	7, 190, 670
基金等	951, 099	1, 029, 910
価格変動準備金	480, 840	492, 482
危険準備金	660, 402	667, 346
一般貸倒引当金	4, 501	1, 677
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	2, 258, 124	3, 582, 085
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	228, 171	246, 998
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	771, 894	990, 405
負債性資本調達手段等	100, 000	100, 000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	74, 213	79, 763
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	1, 169, 555	1, 381, 407
保険リスク相当額 R1	120, 869	118, 922
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	52, 224	53, 597
予定利率リスク相当額 R2	157, 598	154, 118
最低保証リスク相当額 R7	9, 225	9, 772
資産運用リスク相当額 R3	963, 486	1, 176, 205
経営管理リスク相当額 R4	26, 068	30, 252
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	945. 5%	1, 041. 0%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。